

競 争 入 札 心 得

(総則)

第1条 増毛町が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知するものとする。

(入札保証金等)

第2条 (削除)

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければならない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとする。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできない。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) (削除)

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
 - (8) (削除)
 - (9) 無権代理人がした入札
 - (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
 - (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (12) その他入札に関する条件に違反した入札
- (開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせる。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行う。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがある。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。

- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 (削除)

(入札保証金等の返還)

第12条 (削除)

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から5日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(落札者と契約を行わない場合)

第14条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより町が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- 2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

(入札保証金等の帰属)

第15条 (削除)

(契約保証金等)

第16条 (削除)

(入札保証金等の充当)

第17条 (削除)

(談合情報に対する対応)

第18条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがある。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがある。

(入札の取りやめ等)

第19条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(入札の辞退)

第20条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を入札担当部署へ申し出るものとする。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはない。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第21条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。